1596年、エドマンド・スペンサー氏によりユードクサスとアイリニーアスの対話の形で書かれたるアイルランドの状況管見（2）

水　野　眞　理

はじめに

ここに訳出したものは、エドマンド・スペンサー（Edmund Spenser 1552-59）によるアイルランド植民論 *A View of the State of Ireland, Written Dialogue-wise betweene Eudoxus and Irenæus by Edmund Spenser Esq. in the Yeare 1596* のうち、アイルランドにおける法の不備を扱った部分である。作品冒頭からここに訳出した部分までの訳は、既に雑誌『文学と評論』に掲載された。そこにも解説を付したので一部重複するが、簡単に解説を加える。

スペンサーは牧歌 *The Shepheardes Calender*（1579）、寓意物語詩 *The Faerie Queene*（1590-96）、恋愛詩集 *Amoretti and Epithalamion*（1595）などの「詩人」として一般には知られているが、その収入は主にアイルランドでの公職と植民請負人としてのものであった。彼は1580年、アイルランドにおける国王代理グレイ卿（Lord Grey de Wilton）の秘書としてアイルランドへ渡り、ダブリン大法官府裁判所書記官、キルデア州兵員召集監督官、マンスター地方評議会書記官を経て、アイルランド南部のキルコルマン（Kilcolman）に3000エーカー余りの土地を保有し、植民活動に参加していたのである。

アイルランドでは12世紀以来、イングランドによる支配の試みが続いてきた。しかし先住のゲール系住民、および中世に定着したイングランド人の末裔であるアングロ・アイリッシュの抵抗が強く、16世紀末にも支配は成功していなかった。エリザベス一世治下のイングランド政府はアイルランドがカトリック国スペインの橋頭堡となるのを恐れ、征服・植民地化のための徹底的な作戦を採るにいたる。スペンサーも軍事作戦に参加し、抵抗者たちと直接対峙した。また、キルコルマンでの隣人であるオールド・イングリッシュのロシュ卿（Maurice, Lord Roche of Fermoy）との土地をめぐる係争を長く続けた。『アイルランドの状況管見』はそのような経験から書かれた状況分析と植民地化徹底のための私案である。

スペンサーはこの文書を1592年ごろ書き始め、1596、7年ごろに完成したと考えられている。原稿は1598年には書籍出版業組合の登録に提出されているが、結局有力者の後援が得られず出版されないままスペンサーは翌年他界した。原稿は回覧されていたと考えられるが、1633年、ウェア（James Ware）が他のアイルランド史関係の原稿とまとめて出版したのが初出である。

形式は、アイルランドに滞在した経験のあるアイリニーアスと、滞在経験のないユードクサスという二人の人物の対話の形をとっている。アイリニーアス（Irenæus）は「アイルランド」、ユードクサス（Eudoxus）は「名声」または「よき判断」の意味であるが、対話中の二人の立場はそれだけには限定されえない。むしろ、無知ではないが実体験のないユードクサスはイングランドにおける読者一般を代表し、ときにはナイーヴな質問を投げかけたり、センセーショナリズムに傾いたりする。これに対し、アイリニーアスはアイルランドの事情に詳しく、ユードクサスを抑えながら冷静、合理的に話を進める。アイリニーアスの知識と発言には明らかにスペンサー自身のアイルランド経験が反映している。しかしユードクサスがアイルランド事情について詳しすぎると思われる場面や、彼が対話の構想を先取りして述べたりする場面もあり、アイリニーアスとユードクサスの立場を截然と区別することはできない。

今回訳出したのは、アイルランド植民地化が成功しない理由を分析するなかで、アイルランドにイングランド法が適切に用いられていない事情を述べた部分である。アイルランドにはアングロ・ノルマン王朝のヘンリー二世による征服（12 世紀）以前からブレホン法と呼ばれる伝統的な法体系があった。イングランド人は征服を境にしてアイルランドに流入し、それらのイングランド人に対してはイングランドのコモン・ローが適用されたが、アイルランド人はその適用外におかれた。しかし初期にアイルランドに流入したイングランド人はアイルランドの風土に吸収されてゲール化し、かえってイングランドの支配にとって障害となっていった。それゆえイングランド王権はたびたび制定法を定めてイングランド人のゲール化を阻止し、またアイルランド人にもイングランド法を適用しようと努めた。16 世紀末のアイルランドは、イングランド王権と、これに反抗するアイルランド古来の諸氏族およびゲール化したイングランド系貴族（オールド・イングリッシュ）と、イングランド政府の政策に沿って新たに植民活動に参加した新来のイングランド人（ニュー・イングリッシュ）との複雑な力関係の中にあって、法秩序も複雑化し容易に整備しえない状況であった。スペンサーはいくつもの官職を経ながらその整備の困難さを実感していたのだと思われる。ここに訳出した部分でも、前半はコモン・ロー、後半は制定法を扱っているものの、網羅的、体系的、理論的に扱っているとはいえず、作者が思いつくままに実例を交えながら法の不備を述べているにすぎない。

ここで多く扱われるのは土地に関する法の問題である。われわれは通常 16 世紀のイングランド、アイルランドを中世として考えないが、土地制度に関する限り中世的な封建制が支配的であったことを念頭におく必要がある。すなわち、法的には王国全土は唯一の所有権者である国王（女王）のものであり、国王（女王）以外の者は、国王（女王）から直接に、あるいは直属受封者やその再下封者を通じて間接に、契約にもとづき一定条件（騎士奉仕、鋤奉仕、またそれが金銭化されたものなど）のもとで土地を保有することを許されていた。土地に対する所有権という概念はなく、すべては領主（Lord）と保有者

（tenant）の関係でとらえられ、領主もまたさらに上の階層の領主との関係においては保有者であった。このように土地に対する権利は上下幾層にも分割されていたのである。原文中の‘tenant’には訳文の流れに沿うよう、「保有者」、「受封者」または「家臣」という訳語をあてた。

アイルランドに関してさらに事情を複雑にしていたのは、ゲール系氏族においてはそのような封建的土地関係とは異なる古来の氏族所有の土地制度があったことである。イングランド王権は氏族の族長に封建的主従関係を結ばせることによって氏族社会の解体を目指していたが、徹底しえてはいなかった。その上、さらにイングランド政府は請負人（undertaker）を募っての植民事業という新たな土地支配の形式をアイルランドに持ち込みつつあった。植民請負人（スペンサーもその一人であった）は、新大陸植民での大土地所有者とは異なり、形式的には王権からの特許状を得て土地を「保有」していたにすぎない。しかし、奉仕義務を伴う階層化された領主・保有者の関係におかれない点で、彼らは封建制を解体する要素となっていく。このように、土地に対する権利が複数のシステムによって動いていたことと、土地に関する法の現状不適合とは、深く結び付いている。訳出した部分を理解する上でこのことは重要である。

『アイルランドの状況管見』の文体上の大きな特徴は、理由や根拠を示す接続詞の‘for’が瀕用されていることである。イングランド人によるアイルランド経営がなぜうまくいかないのか、アイルランドを「イングランドの一部」に包摂するどのような方策がありうるのか、登場人物のアイリニーアスとユードクサスは、はてしなく考える。そして彼らがあたかも自らの思考を‘for’でつないで一つ一つ正当化していったように、スペンサーもまた書くことによって自己とアイルランドとの関係の根拠を探し求め、また作り上げていったのではないか。その意味でこれは公に向けて書かれたものでありながら、スペンサーの心の襞が見えるような文書となっている。

長く「文学」作品を中心に行われてきたスペンサー研究は、本書をスペンサ

ーの伝記的な資料、「文学」作品の背景理解の資料として扱ってきた。たとえばスペンサーの最初の上司であったアイルランド国王代理グレイ卿をモデルとするアーティガルを中心人物に据えた『妖精の女王』第五巻「正義の物語」の随所には、『アイルランドの状況管見』に示されるスペンサーのアイルランド経験が反映している。しかし、大西洋を西に向かったイングランド植民地主義の至近の標的としてアイルランドを論じた本書は、詩学と政治学の相互作用の上に成立する初期近代の英文学を研究する上で独自の文化的・歴史的重要性を持つにいたっている。実際、今や『アイルランドの状況管見』はスペンサー研究の中心的テクストといった感があり、また、初期の植民地主義文献の重要な一画をも占めている。

最後に底本について述べる。この文書の初版は1633年にウェアが他のアイルランド関係の文書とまとめて書物の形にしたものであるが、1633年以前のマニュスクリプトが少なくとも15種類現存している。現代ではマニュスクリプトのうちのいくつかを校訂した刊本としてレニック（W.L.Renwick）の手によるもの（1934）、ゴットフリート（Rudolf Gottfried）の手による集注版（Variorum Edition 1949）があり、それぞれ詳細なテクスト解説もついているが、訳者には今のところそれらの優劣を論じる準備がない。また、ウェアの刊本をモダナイズしたハドフィールド（Andrew Hadfield）とメイリー（Willy Maley）による刊本（1997）が出ているものの、誤植が散見され、付加された句読点もときに適切でないように思われる。結局今回は、訳者自身が入手できる唯一のauthenticなテクストであり、初期近代ではもっとも多くの読者に読まれたものとして、English Experienceシリーズからファクシミリで出ているウェアの1633年版を底本として用い、他の版およびそこに付された注を参照することにした。脚注において（V.）とあるのは集注版、（H&M.）とあるのはハドフィールドとメイリーによる刊本によっていることを示すものである。しかしウェアの刊本にも問題がないわけではない。ウェアは、原稿にあった過激な発言を削除したり穏健な言葉に書き変えたりしたうえ、タイトルにも改変を加えて

いる。この文書は通例、書籍出版業組合に回されたマニュスクリプトに従って *A View of the Present State of Ireland* と呼ばれているが、ウェアはもはや40年前の事情を記したこの文書のタイトルから'Present'の語を削除しているのである。このような刊本を底本として用いることがよかったのかどうか迷いは残る。

なお、原文は話者の交代以外では改行が施されていないが、あまりに長い台詞は訳者の判断で適宜段落に分けたことを断わっておく。

（本文・承前）

ユードクサス　いやはや、君があの立派な方の統治を公正に判断しているのを聞いて安心したよ[1]。なにしろこれまで、あの方の統治が中傷され、その行為があしざまに言われているのをしばしば耳にしたからね。そういうことを言う連中は、個人的に不満の種があるというよりは、悪意から言っていて、何か正当な理由があるからというよりは、彼の業績や配慮をけなそうとしているのだ。それでも彼は善意ある賢明な人々の判断においては弁護され支持されている。彼なき今も、彼の不朽の名声は生き残り、万人の口頭で栄えている。だから彼を中傷した連中こそは自分自身の毒にやられて身動きできず、彼のそのような立派な評判を耳にするにつけてほぞを噛む思いでいる。

しかし、彼には安らかに眠っていただくことにして、僕らはもっと厄介な問題へと話をむけようじゃないか。君がその話を途中で切り上げ、最初の問題に戻りたがるのが僕は気にいらないね[2]。だって、さきほどの君の話に出てきた地

1　「あの立派な方」とはグレイ卿（Arthur Grey de Wilton, 1536-93）を指す。グレイ卿は1580-82年に国王代理としてアイルランドに派遣され、スペンサーもその秘書として彼に随行した。グレイ卿はその強硬な軍事作戦が批判の的となり本国へ召還されたが、スペンサーはアイルランドにとどまった。スペンサーが『妖精の女王』を捧げた要人の一人であり、その第5巻の主人公アーティガルのモデルといわれる。

域に劣らず、同様な反乱の嵐の被害を受けた地域がアイルランドにはもっといっぱいあるそうじゃないか。たとえばダブリンにも近いオバーン一族やオトゥール一族[3]の地域ではフィア・マクヒュー[4]の思い上がった破壊行為と略奪があったし、キャヴァナー一族に荒されたキャハラ、ウェクスフォド、そしてウォータフォド[5]。オモア一族に荒されたリーシュ, キルケニー、そしてキルデア[6]。オコナー一族に荒されたオファリとロングフォド[7]。また、オライリとケリー一族に荒されたウェストミース、キャヴァン、ラウスなどなど[8]、話してみれば、それらの地域の歴史がわかって面白いばかりでなく、政策を考える上でも

2　この箇所の前の部分で、アイリニーアスは法の不備を指摘し始めるが、ユードクサスが横槍を入れて話はそれ、イングランド人による支配に対するアイルランド人の反抗の話になっていた。ユードクサスがここでいう「厄介な問題」とは、その反抗の話であり、「最初の話題」とは法の不備のことである。

3　オバーン一族（O Byrnes）は11世紀のレンスター王Maolmordhaを祖とする氏族。オトゥール一族（O Tooles）は10世紀のレンスター王Tuathalを祖とする氏族。いずれもダブリンの南に位置するウィクロウ山地を本拠とした。

4　Feagh mac Hugh O Byrne 1596年アルスターのヒュー・オニールの呼びかけに応じてマンスター植民者への攻撃を加えたが、翌年逮捕、斬首された。

5　キャヴァナー一族（Cavanaghes）は12世紀のレンスター王Diarmuid Macmurroughを祖とし、レンスターを本拠とした。キャハラ（Catherlagh）はダブリン南南西に位置する現在のカーロウCarlow州。ウェクスフォド（Wexford）、ウォータフォド（Waterford）はともにアイルランド南東の海岸沿いの州。

6　オモア一族（O Moores）はリーシュ州を本拠としてイングランド人の侵入に長く抵抗し、中でもコナー・オモアは1583年エリザベス女王の送ったエセックス伯を破った。リーシュ（Leix）はオファリの南に隣接する英女王直轄州。キルケニー（Kilkenny）はリーシュの南に隣接する州。キルデア（Kildare）はダブリンの西に隣接する州。

7　オコナー一族（O Connors）。オコナーを称する一族は6つあり、そのうちどれを指すのかは不明。オファリ（Offaly）はキルデア州の西に隣接する英王直轄州。ロングフォド（Longford）はオファリ北方の州。

8　オライリ一族（O Reillys）はキャヴァンからウェストミースにかけてを本拠とし、（オ）ケリー一族（O Kellys）はゴールウェイからロスコモンにかけてを本拠とした。ウェストミース（Westmeath）、キャヴァン（Cavan）、ラウス（Lowth）はダブリン北西方の三州。

また非常に有益だと思うのだ。

アイリニーアス　君が名を挙げた氏族やその他の氏族のことはもちろん僕もよく聞いたことがあるし、彼らは今もそれらの地域に隣接する地域に大いに紛争の火種をまいている。そんなことすべてを話そうとすれば年代記を語ることになって、アイルランドにおける不正の改革の道を探ることにはならないだろう。そうはいうものの、それらの氏族や彼らがしばしば引き起こす害悪を考察することは大いに必要なことでもある。害悪を正し、未然に防ぐ方法を工夫できるからね。しかし、僕が言った法と慣習と宗教に潜む欠点と弊害について話した後で、統治上の個々の不正や非道の話をするから、そのときに反乱の話題をとりあげるのがより適切だろう。

ユードクサス　ぜひそのとおりに頼むよ。君が最初に決めた通りの道筋で話してくれ、それが僕たちの話にとって一番いいと実は僕も思う。アイルランドの法の話をし始めてくれていたが、それについて君の意見を聞かせてくれ。アイルランドの法、特に、そういう矛盾などとは無縁に思われるコモン・ロー[9]にいったいどんな弊害があるのかを。

アイリニーアス　（さっきも言ったように）コモン・ローはそれ自体では、もともとそのために考案された王国にとってたいへん正当で（たぶん）都合の良いものなのだ。それは当然ながらその法が最初に作られた国民の習慣や、その国の悪習に起源を持つものであって、そうでなければ非常に不公正なものになってしまう。というのは、（正義の厳しい掟に従えば、）人間の作った法律は、その法律が予防しようとする悪と、その法律が守ろうとする社会の安全とを考慮するのでないかぎり公正ではありえない。

たとえば、正義を真のはかりにかけてみよう。誰かの考えや意図を、それが実行に移される前に罰するのは明白な不正だ。というのは、真の正義は、悪し

9　コモン・ロー（Common Law）は中世以来英国の国王裁判所において形成された慣習法で、王国全体の共通の（common）法、の意。英国にはほかに衡平法（Equity）と制定法（Statute）があるが、コモン・ローが法の基本である。

き行為や邪悪な発言だけを罰する。［しかし］どの王国の法でも、王の死を画策したり意図したりすることは死罪に値することだ[10]。その理由は、このような意図が実行されるとそれについて策を講じようとしても手遅れであり、君主の死によって国が被る損失は犯人を処罰することによる損失よりも大きいからだ。だから、そういう場合には法律は「考え」を罰するのだ。国家が損失を蒙るよりは個人が弊害を受けるほうがましだからね[11]。政治法もそれ自体では正義とはいえないが、その応用しだいで、というより必要によって、正当化されるのだ。そして、この一点のみが、すべての法を正当化するのだ。さて、これらのアイルランドの法がそういう精神でアイルランドに適用、適合させられないとしたら、それらはまちがいなく大変有害なものということになる。

ユードクサス　なるほど君のいうとおりだ。しかし、いったいどんな点でアイルラドの法はアイルランドの土地になじまないというのか。何か具体例を挙げてくれよ。

アイリニーアス　コモン・ローでは、すべての裁判は、それが犯罪に関するものであれ、財産的権利その他の権利に関するものであれ、信頼に足る裕福な自由土地保有権者[12]の中から選ばれた陪審の評決によって行われるものと規

10　ウェア版では文頭が「そのため」（that）となっているのをレニック版その他に従い「しかし」（yet）とした。君主と国家への忠誠義務に違反することは反逆罪として死刑に値した。反逆罪は1532年には国王・王妃・皇太子の殺害あるいは殺害計画、王妃・王女・皇太子妃への暴行、国王に対する武装蜂起および敵軍支援、国王の印璽あるいは貨幣の偽造、公務執行中の管吏や裁判官の殺害の5種とされた。1534年、ヘンリー8世が国王至上法によって教皇庁と決裂した際にさらに拡張されて、行為だけでなく企図も含まれるようになった。

11　'Better a michiefe then an inconvenience.' OEDは格言として17世紀以降の用例を載せている。mischiefはある法が公共のためには有効でもその厳格さによって個人が苦痛を被る場合を指し、inconvenienceは公共の法が遵守されなかったり、違反が罰せられなかったりして、国家が損害を被る場合を指す。後掲p.177参照。

12　自由土地保有権者（freeholder）。自由土地保有とは、隷農保有、謄本保有などの身分的不自由を前提とする奉仕を条件とした保有態様と区別して、自由人による土地保有態様を指す。

定している。ここで、アイルランドの自由土地保有権者のほとんどはアイルランド人だから、訴訟事件がイングランド人対アイルランド人、またはイングランド女王対アイルランド人自由土地保有権者という構図で起こった場合、陪審は平気でイングランド人や女王に不利な評決を出すのだ。それが宣誓をねじ曲げることになろうとも一向に平気で、ミルクを漉さないで飲むのと同じ程度にしか考えていない。したがって陪審が一斉に退席するまでに、評決がどうなるのか明白というわけだ。僕は裁判を度々見てきたのであえて言うが、裁判は濫用されている、と自信をもって断言するよ。それでも、コモン・ローはそれ自体では（さきにも言ったように）善なるものだ。そしてその最初の制定は、イングランド人に対してはまったく正当に行われたわけだが、アイルンラド人が我々イングランド人の領域に踏み込んできたからには、我々も陪審においては用心深く慎重にならざるを得ない。

ユードクサス　アイリニーアスよ。君が指摘してくれたポイントはまさに一考に値するよ。というのは、こういうことがあると、イングランド臣民はその訴訟がいかに正当なものであっても裁定で公平を得られないし、そればかりか、女王陛下も、全ての国王の訴訟[13]や不動産復帰[14]、没収される土地[15]、後見権[16]、隠匿地[17]やその他の件の審理において、詐取され、大いに被害を被っておられることになる。

13　国王の訴訟（plea of the Crown）はイングランドで刑事訴訟を意味する語。元来、人民間訴訟（common plea）に対して、国王が特別の利害関係を持つ訴訟を指したが、13－14世紀以降、いわゆる「国王の平和」と呼ばれる治安にかかわる重大な侵害を国王も訴追できるものとされ、これを国王の訴訟と呼んだ。

14　不動産復帰（escheat）。法定相続人のない財産が封建領主や英国王に復帰する場合と、重罪を犯した者の保有する土地が1年と1日間国王のもとに留保された後、元の領主またはその承継人に復帰する場合とがあった。

15　反逆罪などの重罪を犯した者が死刑の宣告または法喪失宣告（outlawry）を受けたときに、本人の財産は没収され、他人の財産を相続する権利も失うというコモン・ロー上の制度。現在は廃止されている。

アイリニーアス　君のいうとおり。今日では、女王陛下がアイルランド全土に所有される土地よりも、没収されながら陛下の目から隠匿されている土地のほうが多いのだからね。この弊害は決して軽いものではない。なぜなら、それによって陛下は御自身の収益を生むべき多くの土地を失っておられるばかりでなく、そういう土地は住民と財産をもたらすから、陛下は陛下に忠誠を誓うはずのそれだけの良き臣民を失っておられるわけだ。

ユードクサス　だけど、評決において良心にはばかることなく偽誓して魂を悪魔に売るアイルランド人は多いのか。

アイリニーアス　評決においてばかりでなく、その他のあらゆる取り引きにおいてアイルランド人はそうなのだ。とりわけイングランド人が相手となると、彼らはまったく確信犯的に不正直になる。さすがにおおっぴらにはそうするようには見えないが、一人二人のずる賢いやつが陪審の中にいて何かの言い逃れをしたり、その他の言い抜けを考えたりすると、それにその他のやつらがうまく同調して、ずる賢いやつにやすやすと牛耳られるままに自分たちが望んだ結論へ至る。考えうるもっとも明白な事態では、提出されるちょっとした質問や疑念も、やつらを停止させ、やつらをすっかり片付けてしまうはずなのに。それに、法的なことについて何の経験も訓練もない連中にしては彼らは（たいてい）非常にずるくて狡猾だ。だから、いったいどこからこういう巧妙さやずるい言い逃れを学んだのか、驚くばかりだ。

16　後見権（wardship）。封建的土地保有システムにおいては領主は騎士奉仕を行う保有者の相続人が未成年である間は、未成年者の人および財産の後見人となり、その財産の収益権を有した。また被後見人の結婚相手を決め、拒否すれば罰金を徴収することができた。後見権は国王にとっては重要な収入源であり、テューダー朝期には王室の収入増をはかる王権により強化・活用された。後掲 p.167 参照。

17　隠匿地（concealment）。本来国王に権原がありながら関係のない第三者によって占有されている土地。1590 年代にイングランドの大蔵卿バーリー（William Cecil）の発意により、隠匿地の捜索、没収が実施され、これが、国王への地代納入を条件とする借地としてイングランド人に分与された。

ユードクサス　僕の考えるところでは、陪審を選任、指名する権限をもった判事たちや最高治安判事たちが、勇を鼓して陪審の大半をイングランド人か、まともな判断力と気質を備えたアイルランド人になるようにしていれば、こういう問題は解決するかもしれない。中には、腐敗と無縁なアイルランド人もきっといるだろうから。

アイリニーアス　確かに君のいうとおり、そういうアイルランド人もいるにはいる。でも、そうした場合、アイルランド人の側は、偏向した人選だと声をあげ、これでは公平な裁きを受けていない、一臣民として対等に扱われていない、自由人としての法の保護を受けることを許されていない、などと文句を言い出すだろう[18]。そしてこういった抗議の声をアイルランドの判事たちは煙たく感じているし、そう感じるのももっともだ。というのは、抗議の声はここイングランドでは、すぐに耳を傾けてもらえるから。また、仮にアイルランド人の側がそれで満足するとしても、少数派であるそのようなイングランド人の自由土地保有権者たちや、またまったく同様に少数派である従順なアイルランド人たちが、常に裁判の陪審に選ばれるように手配することは不可能なのだ。彼らがあまりに少数であるために、自由土地保有を続ける気力を失ってしまうからだ。だから、あらゆる好機をこまめにとらえて、イングランド人の自由土地保有権者の数を増やし、彼らによってさらに自由土地保有権者を植民していくべきなのだ。

しかし、たとえ陪審員が君の望むように選り抜きの人間から選ばれたとしても、それでもまだ、裁判においては同程度の腐敗が残るだろう[19]。というのは、卑しい部類のアイルランド人によって証拠が提出された場合、そういう証拠は陪審の評決におとらず欺瞞に満ちているだろう。というのは、こういう連中は

18　陪審は、地域住民の中から原則的には無作為抽出的な方法で随時または一定期間ごとに選ばれた定数の構成員（陪審員）によって構成される。

19　原文通りに訳すと「それはそれで、裁判における立派な腐敗ということになる。」となるが、意味が通らないので、集注版に従って上記のように訳した。

他とちがって自分が何を宣誓しようがおかまいなしだし、彼らの領主は彼らにどんなことでも言うように強制するかもしれないからね。というのは、僕自身が聞いた話なのだが、ある身分の低い男（彼らは隷農[20]と呼んでいた）が起訴され、偽誓という非難を受けたとき、しゃあしゃあと答えたものだ、「領主様がそうせよとおっしゃるんで。領主様のために証言することは、奉仕の中でも一番楽な仕事です。」こういう平民はそこまで良心がなく、神様のことにも、また彼ら自身の魂の平安のことにも無関心なのだ。

ユードクサス　それはまたひどい話だな。だが、どうすれば解決できるのだろう。裁判のやりかたは変えられても、あらゆることの証拠は争うそれぞれの側が連れてくる人間の証言によらなければならないから、仮に証人が不正だった場合、どうして真実の光が差し得ようか。もう偽証者に対する法と刑罰を厳しくするしか解決法はないんじゃないか。

アイリニーアス　そんなことをしても効果は薄いと思うよ。ある民族が何らかの悪に染まっていたり、良心のかけらも、自分が悪いことをしているという意識も持ち合わせなかったりする場合には、彼らを民事罰や刑事罰[21]の恐怖で脅して抑えつけようとしても無駄なのだ。むしろ、そういう悪を行う機会を奪うか、正義に対する理解や過ちに対する恥を教えこむことだ。だってそうだろう、スパルタ人が生まれつき盗みが好きな民族だからといって、リクルゴス[22]がスパルタ人に盗みは死罪という法を作ったとしよう、またフランドル人に対して酩酊は極刑と決めたとしよう、そんなことをしたら、スパルタ人はとっくに壊滅状態になったろうし、今ごろフランドル人はほとんどいなくなってしまう。だから、法律の恐怖や厳しい制限策によって、ある民族全体の何らかの欠

20　隷農（churl）とは、領主に対し軍務は負わないが隷属的で不自由な奉仕義務を条件にしての土地保有者。

21　民事罰（penalty）には、物件の没収、免許の停止や取消、制裁金などがあり、刑事罰（punishment）には死刑、懲役、禁固、罰金などがある。

22　リクルゴス（Lycurgus）は紀元前9世紀ごろの古代スパルタの立法者。

点をとりのぞくことなどできないのだ。

ユードクサス　では、この問題を防止するどのような方策がありうるだろうか。どうも一筋縄ではいかないようだが。

アイリニーアス　僕らの話はまだ悪弊の矯正をあれこれ考える段階には来ていないよ。今はただ悪弊を挙げていくだけにしよう。今話したのは、コモン・ローの欠点の一つにすぎないのだよ。

ユードクサス　では（頼むよ）もっと話してくれ、コモン・ローの欠点を他にも知っているのかい？

アイリニーアス　陪審の話をしているうちに、これも裁判で多大な損失と害を及ぼすのをよく見かけた別の問題点を思い出した。つまり、コモン・ローが裁判で重罪犯に認めている除外規定のことだ。（君も知っているとおり）重罪犯は理由を言う必要なしに、56 人まで、陪審員を忌避してもよいのだ[23]。もともと（さっきも言ったように）公正な陪審員が少ないところへこういう細工を弄すれば、罪人はうまく裁判を延期させるか、信頼のおけるとは言いがたい連中の手に裁判を持ち込むかして、おそらく無罪放免ということになる。すると、その罪人は、最初に陪審員として選ばれた人々や、彼を訴える側についた人々には迷惑な存在となる。そして、さすがに身体に危害をおよぼさないまでも、その人々の牛や荷役馬を盗んだりするだろう。

ユードクサス　それはまたずるい策略だな、簡単に防止できるようにも思えるが。しかしとりあえずは他の問題と一緒に置いておこう。それはそれとして、コモン・ローのその他の弊害について話を進めてくれ。

アイリニーアス　実は今話したことにも劣らず困った問題があるのだ。それは、重罪の従犯の裁判のことなのだ。コモン・ローによれば、主犯が裁判を受

23　陪審員候補者から陪審員を選ぶとき、双方当事者は理由を示すことなく一定数までの陪審員を忌避することができる。ここでは 56 人としているが、集注版では 36 人となっている。レニックは実情は反逆罪の場合は 35 人、重罪の場合は 20 人が限度としている。(V.)

けるまでは、従犯の訴訟手続きはできないことになっている。実例を挙げてみよう。アイルランドではしばしば、謀反人、または法喪失者[24]が盗みを働き、盗品はどこかの家長かジェントルマンのところへ運ばれる。この家長やジェントルマンは十分財産を持っているくせに、ほとんどそのような盗品を受け取って暮している。もとの所有者が、盗品がそういう連中の手元に隠されてあるのを発見する。そうすると盗品を受け取った者はおそらく逮捕され、裁判所の開廷期まで拘置されるか、保釈引受人に預けられるだろう[25]。さて、裁判が始まると、もとの所有者は正式の起訴状を提出し、これこれのならず者によってたしかに自分が盗難の被害を受けたこと、その盗品が拘置中の者の手中から発見されたことを十分な証拠をそろえて証明するとする。ところが、主犯たる盗人が逮捕されていない、という理由で、拘置中の者に対してはいかなる法的手続きもとられず、裁判も行われない。盗人が盗品の収受者と同時に起訴されていても、反乱に参加していたり、森に隠れていたりするからだ。この主犯が逮捕前に殺されてしまうと、贓物収受者は無罪放免、お咎めなしで釈放というわけだ。この手があるから、盗人はこれ幸いと盗みを働き、幇助者は自分が法の裁きを受けることなどめったにないと知っているから大胆になって盗品を受け入れる。

ユードクサス　まったくひどい不正だ。それに（君も言うように）これは贓物収受者が常に受け入れ態勢でいると知って盗人がはびこる大きな要因だ。というのは、贓物収受者というものがいなければ、盗人もいなくなるはずだ。だが、（僕の考えでは）この問題は、証拠十分で拘留されている贓物収受者は主犯の逮捕を待たずに裁判にかけることができるという議会制定法をつくれば、

24　法喪失者（outlaw）または 法益被剥奪者ともいう。裁判所の召還に応じない者、反逆罪犯、重罪犯は法の保護の外におかれ、初期には見つけ次第殺害してもよいことになっていた。

25　贓物（ぞうぶつ）収受罪。コモン・ローでは、盗品の収受が処罰されたが、収受以外の蔵匿、運搬、処分、などの関与行為も処罰の対象となったのは1968年になってからである。

簡単に予防できるのではないか。

アイリニーアス　いいことをいうじゃないか、ユードクサス。でも、それはほとんど実現不可能だよ。そしてここにまた、この国の第一の法規であるコモン・ローのありかたに存在するさらなる不備が浮かび上がってくるのだ。つまり、その議会がアイルランドの貴族、ジェントルマン、自由土地保有権者、そして自治都市正市民[26]から構成される定めになっていることは君も知っているとおりだ。そういう連中は自分自身が、それも（君の言う議会制定法に頑強に抵抗しているところからして）大半の連中が贓物収受の罪を犯しているか、時々自分たちの台所を潤してくれるような味方である盗人の保護者というわけだから、君のいうような制定法が議会を通過するのを許そうとはしないのだ。それでも、こういう法は何度も制定が試みられたし、とくにサー・ジョン・ペロット[27]の時代に大いに熱心に制定の努力もされたのだが、結局どうしても実現できなかった。こればかりでなくほかにも、かの地の改革に必要であるにもかかわらず実現してないことはたくさんある。

ユードクサス　これもまた、確実に大きな問題だ。しかし僕らの話の第二部は特に問題の療法を扱う予定だから、それまではその療法については話をするのはやめておこう[28]。いまはこれに類する悪弊がまだあるなら、それを解説してもらおうじゃないか。

アイリニーアス　女王陛下に対しても、また陛下の国家に対しても大損害を与えてきたさらなる大問題があるのだ。それは反逆者、重罪犯、逃亡者の土

26　自治都市正市民（burgess）は自治都市内に、市域土地保有による土地や財産を持ち、市役人の選挙、公職への就任、都市防衛のための武装、陪審への参加、都市行政のための税負担の義務を負い、各自治都市から2名の国会議員を出した。

27　サー・ジョン・ペロット（Sir John Perrot 1527/8-92）は1584-88年アイルランド副総督（Lord Deputy of Ireland）を務めた。（H&M.）その間の1585年に従犯の裁判を定める法案がアイルランド議会上院に3度提出され、結局廃案となった。（V.）

28　聞き手であるユードクサスが全体の構想を知っているのはやや奇妙に感じられるが、この文書全体を一種の対話劇と考えれば説明がつく。

地・財産を秘密裏に偽って譲渡することによるものだ。たとえば、アイルランド人の誰かが反乱を起こそうと企むとする。すると彼は自分の領地や領主権のすべてを封信託譲受人[29]に譲渡し、それによって、自分自身には存命中の身分だけを保有しておく。そして剣によるか、絞首索よるかで彼の身分が消滅すると、封信託譲受人の保有になっていた土地はただちにその相続人のものとなる。これによって女王陛下は、反逆者に対しその土地はすべて君主に没収されるという厳罰を定めた法の趣旨を骨抜きにされてしまうわけだ。この法の目的は、罰で脅して人々が反逆を企てるのを未然に防ぐところにある。というのは、自分自身の命は惜しくない多くの人間も、この法があれば、残される妻子が哀れで反逆という大罪を思いとどまるだろうから。先代のデズモンド伯の例が分かりやすいだろう[30]。デズモンド伯は公然と反旗を翻す以前に、女王陛下に没収されるのを防ぐ目的で所領のすべてを秘密裡に封信託譲受人に譲渡していたのだ。

ユードクサス　そうだった。でもそれもうまく回避されたね。議会制定法がデズモンド伯の土地をすべて女王陛下のものにすると決め、（僕の聞くところでは）デズモンド伯の反乱前の12年間のいかなる時に行われたそういう秘密の譲渡もすべて無効としたから。この法の適用範囲には、伯の共犯者、反逆に加担した者たちの封信託譲受人への詐欺的譲渡やその類のことも含まれていたそうだね。

29　封信託譲受人（feoffee in trust）。自由土地保有権者が、封信託譲受人に封土権を譲渡し、その土地に対するコモン・ロー上の占有は封信託譲受人に帰属するが、土地からの収益は指定された第三者に帰属することを条件にしている場合、これを初期にはユース付封譲渡と呼び、のちに信託に発展した。

30　アイルランド南西部の大貴族デズモンド伯第15代ジェラルド・フィッツジェイムズ・フィッツジェラルド（c1533-83）と、その従兄弟ジェイムズ・フィッツモーリス・フィッツフェラルド（-1579）は二度にわたり（1569-73, 1579-83）イングランドに対して反乱を起こした。前半はジェイムズ・フィッツモーリスが、後半はデズモンド伯自身が蜂起の中心となった。この反乱にはローマ教皇庁とスペイン軍も関与し、テューダー朝のアイルランド支配にとって最も重要な脅威であった。（H&M.）

アイリニーアス　たしかに。だが、この議会制定法をアイルランド議会で通過させるのにどんな困難があったか、僕はこの目で見てきた。だから、受け合ってもいいがもう一度この法を通過させようったって、二度とうまくはいかないだろう。しかしその一方で、もしこのような法律が反逆者や重罪犯に対して安易に適用されるならば、反逆者や重罪犯の私権を剥奪しようとするたびに、コモン・ロー上ではもともと女王陛下のものであるその者の土地を没収するためにいちいち議会が召集されなければならなくなり、かえってはてしない面倒とないはしないだろうか[31]。

ユードクサス　それはコモン・ローが悪いのではなくて、女王陛下に対してそういう詐欺を働く者が悪いのだ。

アイリニーアス　それはそうだ。たしかにコモン・ローは彼らにこの［封信託譲受人への譲渡という］恩恵を認めているのだが、それを彼らが自分たちの都合のいいようにねじまげて悪用しているわけだ。つまり、この譲渡によって彼らは、もし最悪のことが身にふりかかっても失うのはもともと大切にも思っていないらしい自分の命だけと心得て、いっそう大胆に悪行を行うようになるのだ。

ユードクサス　それにしてもさっき君が言った逃亡者とは何のことだ？そしてこの譲渡と逃亡者の間に何の関係があるのだ？

アイリニーアス　それが大ありなのだ。アイルランドには性根の悪い奴や義務を守らない奴がうじゃうじゃいるということを分かってもらいたい。まあ、その点ではここイングランドでも同じだけどね。あまりに多くの連中が、それもたんまりと財産を相続した連中が、教会に楯突いたり、法の網にかかりそうになったり、現体制に不満を持ったりして海外へ逃亡し、女王陛下に公然と敵対する君主に仕え、その地の他の反逆者たちや逃亡者たちと語らって手を結ぶ

31　ここでは制定法による私権剥奪を指しているが、コモン・ローでも同じ効果を達成し得た。注 15 参照。

のだ[32]。そうしていながら、故国にある自分の土地の特権や利益はしっかり手にするのだ。その手口というのが、あらかじめ内地の懇意な受託人に対してその領地を詐欺的に譲渡しておくというものだ。譲渡されたほうは、その土地からのあがりを内密に逃亡者に送り、それによって逃亡者は海外で暮し、女王陛下に敵対する力を蓄えるのだ。

ユードクサス　イングランドでは監視が厳しいから、そこの土地のあがりで食べていける逃亡者などいないと思う。だからもしそういうやつがアイルランドにいるならば、イングランドなみによく監視しておくのがいいだろう、この悪は容易に正せそうだから。しかし、まあ先を続けてくれ。

アイリニーアス　アイルランドにおけるさらなる弊害は、紳士階級の子供たちの土地の管理や結婚がああいう手合いのアイルランド領主の意のままだということだ[33]。その理由は、彼らの土地がそれらの領主への騎士奉仕[34]によって保有されているからだというのだ。このやりくちによって、そういう領主の監督下におかれている紳士階級の連中は粗野に、そしてまるでアイルランド人のように育てられるばかりでなく、死ぬまで領主に仕えるべくしばられ、領主の企てるいかなる国家反逆的な行為にも馳せ参じるようになる。

ユードクサス　アイリニーアス、この問題はイングランドでも苦情が出ているものだが、では打つ手はあるのか？だって土地の保有権には奉仕がついてまわるものだし、その土地はイングランド人が始めてアイルランドを征服したときにイングランド王によってアイルランドの領主たちに分け与えられ

32　たとえば上記のデズモンドの反乱に加担したアイルランド貴族たちの何人かはスペインやローマに逃れたが、その際に封信託譲渡を行った。

33　領主のもつ後見権に言及している。注16参照。

34　騎士奉仕（knight's service）。封建的土地保有態様のうちもっとも広く行われた騎士奉仕保有の条件で、元来は文字どおり当該の封地の封主または国王のために、自己を含む一定数の騎士（5または10の倍数）を40日（戦時は60日）自己の費用で従軍させる義務。12世紀ごろからこの奉仕の形態が金銭支払義務に移行していった。

たのだから[35]。そして実際の話、このことは女王陛下の後見権にとってもかなりの不利益になるだろう。

アイリニーアス　僕が言っているのは、君主の被後見人のことではなく、アイルランド領主の手中に握られている被後見人のことなのだ。というのは、こういった後見権はすべて君主の裁量内にあってしかるべきだと思うし、それを強く主張したい。というのは、そうすれば女王陛下はアイルランドという領土全体を改革するために、それらの被後見人をよい環境で育てるようもっと強力に命令し、悪の手に陥ることを許さないようにできるだろうからね。そして、これらの後見権はすでに女王陛下の先王たちが権利付与によってアイルランド領主たちに与えてしまったとはいうものの、僕ならその大部分を取り戻す方法を見つけられる。そのことはあとで適切な折に話そうと思うがね。

さて、イングランドの先王たちからアイルランド国土のさまざまな人間に対する権利付与の話になったからいうが、後見の問題と類似の性質を持ち、同様の不都合を生じているまた別の権利付与の話をしてやろう。それによってイングランドの先王たちはアイルランド領主たちにその国王大権の大半を与えてしまったのだ。その当時はよかれと思ってなされたことであり、おそらく拝受した者たちもそれに十分値する人物であったのだが、いまや問題の方が大きな裂け目を生じており、もう廃止したほうがよかろうと思うのだ。こういうことの一つに、パラタイン伯領[36]がある。それはたしかにその地域が初めて征服されたころ、熟慮の上

35　1171年、ノルマン王朝のヘンリー2世がダブリンに入城して、アイルランド諸王、族長に臣従を要求し、イングランド貴族やアイルランド諸氏族への授封を行ってイングランド国王の封建的最高主権を理論的に樹立した。

36　パラタイン伯領（County Palatine）。王権州とも訳される。中世、領主が王権に近い強大な権限をもって支配した州。国王がイングランドの辺境防備を当該地方の有力領主に頼り、代償として特権を認めたもので、領主は独自の行政府や裁判所を設けて領内を支配した。アイルランドでは計9州がパラタイン伯領にされたが、スペンサーの時代には1州のみが残っていた。

で授与されたものではある。なぜならそのあたりは野蛮なアイルランド人にじかに接する辺境にあってつねにアイルランド人の侵入にさらされていたため、地域住民を守る目的で彼らに大きな特権を与えることが必要だったからだ。しかし今やそのあたりはもはや辺境ではなくなり、敵と対峙することもないのだから、このような特権がこれ以上継続される理由などあるだろうか。

ユードクサス　そのパラタイン伯領というのは何なんだ、そしてその呼び名の由来を聞きたいものだが。

アイリニーアス　（僕の推測では）それは最初は奥地に対する柵囲い（ペイル）であり守りであったため「イングリッシュ・ペイル」と呼ばれ、そこからパラタインと名付けられと思う。そしてそこの領主がパラタイン伯と呼ばれている。また、これらの辺境領主や辺境地の住人は略奪するのが常だから、ラテン語のパラーレ（略奪する）を語源だと考える人もある[37]。

というわけでパラタイン伯領を持つということは、事実上、隣接する敵の辺境を荒して略奪する特権を持つということなんだ。そしてパラタイン伯領は今日も略奪と盗みの特権区域として利用されている。アイルランドで今日唯一のパラタイン伯領であるティペラリ州[38]は悪辣な連中の不正によって周囲の州を略奪して回る隠れ処にされてしまっている。何しろそこには特権があるためにだれも盗品をそこまで追跡して行かないものだから、そこはアイルランド全体のまさに中心的位置にありながら辺境になってしまっているわけだ。このことがどれほどの損害であるかは誰の目にも明らかだろう。そしてこの特権地域

37　パラタインの語源は、古代ローマ時代に貴族の宮殿が多く建っていたパラティノの丘（Mons palatinus）にあり、彼らのもつ権力や特権を意味するようになったものである。

38　ティペラリ（Tipperary）はアイルランド中南部の内陸の州。1328年にエドワード3世がオーモンド伯の称号とともにパラタイン伯領としてバトラー家に与えた。

の領主たるかの高貴なるお方[39]が全力を尽くして州内にあまねく正義を行き渡らせようとされるのにもかかわらず、このような隠然にして絶対たる特権には大いなる不正が潜在してしまうのだ。このことは伯領が次世代に相続されるときにはよくよく考慮に入れておかねばならない。

しかも、パラタイン伯領と類似の特権がアイルランドのほとんどの特権都市[40]に与えられているのだ。まず、それらの特権都市は自らの自治以外の行政に従わない。駐屯兵を徴発されない。それら自身の特権領[41]を取り上げられることがない。盗人や謀反人と売買をしてもよい。それらの特権都市に科された憐憫罰[42]や罰金は都市自身に戻ってくる。こういったことは、それらの特権都市が認められた当初には容認できるものであったし、また理に叶ったものでもあったのだろうが、今ではまったく不合理で有害なものになっている。しかしこれらの特権は女王陛下の大権の至上の力によって容易に廃止されうるだろう。陛下の至上権に反しては、陛下自身が付与された特権さえ弁護したり力ずくで行使したりできないのだから。

---

39 第11代オーモンド伯トーマス・バトラー（Thomas Butler1531-1614）のこと。エリザベス女王の従兄弟であり寵臣でもあったが、アイルランド最後の合法的特権区域であるティペラリ・パラタイン伯領を所有していた。エリザベスの宮廷におけるオールド・イングリッシュの強力な利益代表であったオーモンド伯は、グレイの国王代理解任において中心的な役割を果たした可能性があり、そのためにここでスペンサーがこのような法の濫用を非難することになったのかもしれない。しかし、オーモンド伯は『妖精の女王』の献呈ソネットに名を挙げられた一人でもある。（H&M.）

40 特権都市（corporation）は通常、borough と呼ばれる。国王や領主の特許状（charter）によって、市場開設権、ギルド組織権、土地共有権、市会や市裁判所を設けて法人（corporation）として自らの行政と秩序維持に責任を負う自治の権利、都市選出議員を議会に送る権利などを有した。アイルランドでは、ダブリン、リメリック、ウォータフォド、ドロヘダ、コーク、ゴールウェイなどがこれに該当した。

41 特権領（franchise）は、国王から許可された、定期市、市場、渡しの運行、漁業などを行う権利ないしそれらを行う場所を指す。

42 憐憫罰（amercement）は陪審の裁量により科された罰としての金銭支払、罰金（fine）は裁判所により制定法上科せられた定額の金銭支払を指す。

ユードクサス　アイリニーアスよ、アイルランドにおけるコモン・ローに潜む弊害に関して、君は知るところを実に手際よくまとめてくれた。どうやら君はアイルランドという土地の公益にかかわる問題には、ずいぶん注意を払ってきたようだね。さて次にアイルランドの制定法のほうも論じてくれれば、君のアイルランド滞在は無駄ではなかったことになると思うよ。だから、さあ、この主題をとりあげて、制定法のどこが問題なのか、僕たちに話してくれ。

アイリニーアス　アイルランドの制定法は多くない。だから、ざっと見渡してもそれほど時間はかからないだろう。ただし、これらの数少ない制定法のなかには、不適切かつ不必要なもの、つまり制定された当初は大いに必要だったのだが、世の中の変化にともなってすっかり時代遅れとなり無意味になってしまったものがある。たとえば、万人に上唇の髭は禁じるが顎の下の髭はお咎めなしとする法律とか、黄色のシャツやスモックを禁じた法律[43]、乗馬時に金箔仕上げの頭絡や胸あて銃を使うのを制限した法律、ダブリンとドロヘダ[44]の市裁判官と書記に対し告訴状の写しにたいして2ペンスしかとらないよう命じた法律、弓矢の使用を強制する法律、イングランド人の間にたち交わるアイルランド人はすべてスパイと見なされ、罰せられることを定めた法律、法が適用されない住民[45]は、貸しのある相手の土地に入って差し押さえをしてはならないと定めた法律など、これ以外にも言い出せばきりがないけどね。

ユードクサス　きみが今話してくれた制定法は、まったくとるに足りない無意味なもののように思えるね。だって、それらに違反したところで国家にはほとんど何の損害も不利益も生じないじゃないか。また、それらには法律という

43　黄色（Saffron）はアイルランド人が好んで着る色と考えられた。キャンピオン（Edmund Campion）の『アイルランド史』（*A History of Ireland*, 1571）にも最近アイルランド人が黄色の衣服をやめるようになったという記述がある。

44　ドロヘダ（Drogheda）はダブリン北方のラウス州南端の都市。

45　原文は「法が適用される住民」（Persons amesnable to law）となっているが、'not ameanable'とする集中版のテクスト及び注に従い、上記のように訳した。ここでの「法」とはイングランドのコモン・ローを指す。

名がついているのでなければ、誰かそれに違反したとしても、罰を受けるには値しないし、非難にもほとんど値しない。むしろ、法というものは、それを守ることが国家の利益に大いに寄与し、それに背くことが極悪で厳しく罰せられる、そういうものであるべきなのだ。それはそれとして、もっと重大な制定法の矛盾の話をしてくれよ、そうすれば制定法を改革するのによりよく資することになるだろうから。

アイリニーアス　コモン・ローの慣例に反して誰かの動産を不法に差し押さえるのは重罪[46]だとする制定法が一つ、いや二つある。たしかにそれらの制定法は、アイルランドのためによかれと思い、また当時人々の間にはびこっていて現在も完全には廃れてはいないひどい濫用を抑制するためのものだった[47]。すなわち、誰かが別の誰かに借金をして、貸し方が借り方に返済を求めてもそれが得られない場合、貸し方は直ちに、金額に相当する借り方の動産や家畜を見つけ次第差し押さようとするだろう、そして貸した金が返済されるまではそれを差し押さえておくだろう。愚かな下層民（チャールと呼ばれるのだが）はたいていそうするのだが、それは、アイルランド人の間に長く定着していることだから、それが悪事だとか、悪習だとか知らないでしてしまうのだ。だが、たしかにそれはたいへん不法なことではあっても、死罪に処するのはあまりに酷だと僕には思える。そもそも貸し方には借り方のものを盗んだり、差し押さ

46　重罪（felony）は元来、一定の犯罪につき有罪とされたことにより、国王に土地・財産が没収される状態をいったが、転じて、有罪とされたときに刑罰のほかそのような没収が科される犯罪を呼ぶようになった。通常、殺人、放火、武装強盗、強姦などがこれにあたる。

47　差し押さえについては、自救的動産差し押さえとして、債権者が債務者の債務の履行を強制するために、自らの手で債務者の動産を差し押さえこれを留置することは合法とされていた。しかし、差し押さえた動産や物品を単に留置するのみならず、さらに進んで自己目的のために使用することは権利の濫用であり、横領にあたるとされる。

えたものを隠したりする気はさらさらなく、たいていは証人の前で堂々と差し押さえるのだから。それにまた、それらの制定法の文章があまりに曖昧に書かれているために、（とくにその二つ目のものは要領を得ない書き方になっていてほとんど意味をなしていないのだが）しばしば、そして実に容易にねじ曲げて解釈され物件を詐取するのに用いられている。自分の土地あるいは保有財産[48]に関して差し押さえを行うのは当然合法的なのに、その制定法によれば、もしその方法がいささかでもコモン・ローに違反するならば、その者はただちに重罪を犯していることになるのだ。また、子供どうしが物を取り合うように、一人が誰かから何かの機会に何かを取るとすると、そんなことも重罪になってしまうのだ。これはまったく厳しい法律だ。

ユードクサス　そうはいっても、やはり他人の動産を差し押さえることの濫用は廃止され、葬りさられるべきだということを君も否定しないだろう？

アイリニーアス　確かにね。ただ主体の人間までいっしょに葬りさってしまってはいけない。それはあまりに荒すぎる療治というものだ、特に、この慣習がある者には容認されていて合法、別の者にとっては死罪、というのはね。アイルランドのほとんどの特権都市では、特許状によって、全ての都市住民は、独自に、いかなる債務についても、官吏の立ち合いなしに（官吏がいると債務者のほうに甘くなりがちだから）、それらのの特権都市域内で見い出されるか、そこを通過するいかなるアイルランド人の動産をも差し押さえることが認められているのだ。このようなことが最初に認可されたのは、次のような事情によっていたのだ。すなわち、それが認可された当時はアイルランド人は法に従う義務がなかったために、都市住民がアイルランド人のところへいって返済を迫ることは安全でなかったし、またアイルランド人に法の網をかけることも不可

48　保有財産（tenement）は、土地・家屋のほかに土地から生じる、あるいは土地に関連する地代、入会権、身分や役職も含む。

能だった[49]。そこで、都市住民は自らが執行官[50]となって自らの特権内で債務者の動産を差し押さえることが認められたのだ。それをみたアイルランド人は、こんどは自分たちが田舎にある都市住民の動産を見つけしだい差し押さえても合法だと考えるようになった。このように都市住民への認可を先例として、少額の債務に対して他人の動産を差し押さえるのを合法と考えて慣行としたのだ[51]。正直言って、2シリングや3シリングといった少額の債務を、いちいち法に訴えて解決するのは無理だと思う。アイルランド人がたまに法に訴えようとしても法はあまりに敷居が高い。そういうことに対して、死罪をもって償わせるのはあまりに重い法令だと思う。とりわけ、法のことを何も知らず、慣習や他人に認められたことを、自分にも当てはまる法だと考えるような無知な人間には。

ユードクサス　うん、だが、ちゃんと裁判に訴えれば、判事がよりよい判断を示して容易に問題を解決し、法の意図を明らかにしてくれるんじゃないか。

アイリニーアス　うん、だが、判事もまた人間だし、感情やその他もろもろの要因に流されて判断を誤ることがあるから、判事の分別や意思に法の意味をゆだねるのは危険だよ。むしろ法というものは石造りのテーブルのように、真っ平らで堅固で不動のものであるべきなのだ。

さて、このほかコイニーとリヴァリー[52]を反逆罪とする一、二の制定法があって、制定当初の意図は当を得たものだったとしても、明文化されているだ

49　ヘンリー二世による12世紀の征服以来、イングランド法が適用されたのはイングランドからの植民者に限られていた。イングランド法がアイルランド全体に適用されるようになったのは15世紀になってからである。

50　執行官（bailiff）は州長官（Sheriff）の補佐役として、司法・行政関係の諸種の任務—査察巡回裁判の円滑化、下位法廷の主催と小額の負債などにかかわる訴えの処理、令状や召還状の送達、科料の取り立て、陪審の召集など—に携わった。

51　レニックによれば差し押さえはアイルランドに古くからあるケルトの慣習であり、イングランド人から学んだものではない。（V.）

けにさっき話した［差し押さえに関する］法にも劣らず弊害が多い。この法によれば、何人も、旅籠がなく他にも金を出して宿や馬糧や人間の食糧を手に入れる手段がないときでも、他人の家に入って宿泊したり、自分の受封者の家に入っていって道中の食糧を入手することができないのだ。それどころか、受封者ともめたり、これはよくあることだが泊めた側が些細なことに対して悪意から不服申し立て[53]を望んだりするとたちまちその制定法によって反逆罪に問われる危険を蒙るのだ。

ユードクサス　そのコイニーとリヴァリーというのは何なんだ、僕にはだいたいの見当しかつかないから、説明してくれよ。

アイリニーアス　その語源が英語に由来するのかゲール語に由来するのかは僕も知らないが、アイルランド人が語源を説明できないところを見ると、恐らくは古い英語の言葉なんだろうな[54]。リヴァリーの意味は僕らがイングランドでこの言葉をよく使うから知っているとおり、厩舎の連中がよく「リヴァリーをとって馬を預かる」と言っているように、馬の飼料を給付することだ。語源

52　コイニーとリヴァリー（coyne and livery）。コイニーはコインとも発音される。指揮下の兵を民家に宿営させること。また族長によって指揮下の兵や供回りのために強制的に出させた食事等の接待。またその目的で課された負担を指す。山本正は『王国と植民地』（36）において次のように解説している。「ゲールの法のもとでは、領主には領民に対して必要に応じて随時食糧その他の物資を徴発しうる権利や私兵を民家に宿営させる権利……があったが、有力族長はこの権利を利用して、みずからの軍事力を維持して軍閥化し、自己の勢力圏の拡大に努めたのである。」1573年、マンスターの地方長官であったサー・ジョン・ペロットは、デスモンドの反乱が一時収束したのを見て、ブレホン法、コイニーとリヴァリー、私兵の維持、吟遊詩人、民族服などのゲール的な要素を禁止した。コイニーとリヴァリーの禁止はアイルランド人領主の軍事力を削ぐことを目的としたものである。

53　不服申し立て（grievance）とは、違法な義務を負わされたこと、権利を否定されたこと、あるいは不正義が生じたことの申し立てを指す。

54　OEDによればリヴァリーの語源はアイリニーアスの述べている通りであるが、コイニーの語源はゲール語のcoinnemh（民家への分宿、接待）である。

は夜の食事をリヴァーあるいはディリヴァー（授与）することだと僕は思う。だから、大貴族の家政では、一夜中リヴァリーつまり夜の酒が供されると言われている。また従僕が着る上着のこともリヴァリーと呼ぶが、これは（たぶん）その従僕に授与され、いつ何時でも取り上げられるからだろう。

こんなふうにリヴァリーという語が馬の食糧を意味するように、コイニーは人間の食糧と解されている。ただ、この語の語源はよく分からないのだ。語源はコインだという説もある、というのは、コイニーにおいては、現物の食糧ばかりでなく、硬貨を取ることもよくあったからだ。そしてこの現金を取ることこそ、とりわけ件の制定法が禁じていることなのだ。だが、僕はコイニーの語はゲール語に起源すると思う。アイルランド人領主の間では互いの家臣たちから共通で食糧徴発を行うことが一般的慣行だからだ。結局すべての家臣は、任意（終了）保有権者[55]にすぎず、領主は望むままに家臣から食糧をとりたてるのが常だ。というのも、食糧というものは大したものだとは考えられておら

55 任意（終了）保有権者とは、当事者のどちらかの意思でいつでも終了できる不動産賃借権を有する者を指す。しかし、OED の定義 A tenant who holds at the will or pleasure of the lessor および用例からは、領主の意思のみが有効であったと考えられる。ただし、アイリニーアスのこれに続く発言では、保有権者の側からも契約を終了できることになっており、実態は不明である。

56 カディ（Cuddy）は家臣から領主への夕べのもてなし。語源はゲール語 cuid oidhche（夕べの分け前）。(V.)

57 コシャリ（Coshery）は 領主が臣下から取り立てる、領主自身と供回りへのもてなし。語源はゲール語の cóisir（饗宴）。(V.)

58 ボナート（Bonnaght）はアイルランド領主が兵の維持のために取り立てた税または貢納。語源はゲール語の buanacht（助成、兵の宿営）。(V.) エリザベス時代のアルスターの族長ヒュー・オニールはボナーツと呼ばれる傭兵の組織を作り、それによって約1万人の軍を維持することができたという。

59 シュラー（Shrah）は現金で納められる年ごとの地代で、領主が議会に出席する費用に当てられた。語源はゲール語の sraith.(V.)

60 ソレイン（Sorehin）はスコットランド・アイルランドで領主とその家来をもてなすという家臣の奉仕義務、およびそれに代えて渡される金銭その他の貢納。語源は古いゲール語の sorthan.(V.)。

ず、この点に関して、家臣側が不正義を受けたことにもならなかったのだ。なにしろそれはごく普通の周知の慣習で、領主は家臣との間にそういう契約を結び、もし家臣がこれを嫌えばいつでも自由意思で契約を解消することができたのだから。ところが、今や問題の制定法によってアイルランド人領主は不正義を蒙っている。なぜならこの法によって領主は、コイニーとリヴァリーをはじめ、同様のカディ[56]、コシャリ[57]、ボナート[58]、シュラー[59]、ソレイン[60]など、彼が慣習的に受けてきた奉仕を奪われているのだから。思うに、それらの慣習はイングランド人がアイルランド人の上に持ち込んだものだ。というのはもともとアイルランド人はこういう徴発をのぞいては定額の地代を支払う習慣もなければ支払いたがらないから。なにしろ、アイルランドには「取り立て給え、お守り給え」[61]という言い回しがあるほどだ。

ユードクサス　なるほど、君が言うのは、それは昔からの慣習で、自発的に金品を差し出す者には不正義は行われていないのだから何ら法に触れるものではない、とすればこの禁止によってアイルランド人領主の方が不正義を蒙っているというわけだ。そしてここイングランドでもコイニーとリヴァリーのような慣習が広汎にあることも知っている。

だが、君の話から想像するに、それを禁止した制定法の当初の意図は、他人の家臣に対して、意思に反して力ずくで糧食を取り立てることを禁じるところにあったのではないか。それは大いなる非道ではないか。もちろん（僕の考えでは）反逆罪に問われるほどの大罪とも思えないがね。そもそも反逆罪の本質は、君主の国王たる地位や身柄に関わるか、敵と共謀して君主の主権と威厳を損ない危うからしめるようなものであるからして、どんなに歪曲してもこの程度のことを反逆罪に問うことはできないはずだ。それでも、さきほど君が言ったことだが、「国家の損失よりは個人への弊害のほうがまし」[62]といったところだな。

61　'Spend me and defend me.'食糧徴発その他の奉仕の代償として領主の保護を求める意の格言的言い回し。

62　注 11 参照。

アイリニーアス　もう一つ思い出した制定法がある。これは古えのアイルランドの慣習だったのが今では熟慮の上で法に格上げされたものだ。それはキンコギッシュと呼ばれる慣習で、すべての氏族を率いる族長と、すべての血族を率いる首長は、もし自らの氏族・血族に属する人間が反逆罪、重罪、その他の凶悪な犯罪のかどで召喚または告発された場合には、その者について責任を負い、しかるべき時期にその者を出頭させる義務がある、というものだ。

ユードクサス　どうみても必要な法のように思えるがそれがいけないとでも？というのも、アイルランド人はたいていろくでなしの浮浪者だから、そういう罪状で告発されたとしても、どんな州長官、治安官、執行官、その他のひらの役人にも簡単には逮捕できない。それを考えると、彼、つまり氏族や血族の長によって彼らが出頭させられるのはたいへんよい方法じゃないか。だから、この法に対していったいどういう正当な異議申し立てができるというのだ？

アイリニーアス　ユードクサスよ、君がこの制定法の利点を主張するのはなんら誤っていない、たしかにこの法は実に理に叶っていてまた必要でもある。ただ、そこから生じる害悪は善よりも多い。というのは、各氏族の族長が支配下の血族、氏族の一人一人について法的責任を負うのはよいのだが、族長が氏族の全構成員を掌握することで、強大な権力を持ってしまうのだ。そしてもし彼が氏族の構成員を指揮する力がない場合、犯人を処罰するために出頭させる族長の責任を定めたその法は不当なものとなる。逆にもし彼が氏族の構成員を指揮する力があれば、彼は一族のものを善ばかりでなく悪へと指揮してしまうかもしれないのだ。こうして地方の領主や軍事的指導者たち、また氏族の族長や首長たちは一層力を持つようになる。彼らを弱らせること、そして彼らの下にいるさまざまな人間を彼に対して立ち上がらせ、力をつけさせ、彼らが義務から外れることをしそうな場合にはいつでも彼を妨げることができるようにすることが政策上最重要事項であるべきなのだ。というのは、5000から6000の人員を擁する各地の氏族の指揮権を、一人の人間の意思にまかせるのは非常に危険だ、その者は概して自分の意思の赴くままに氏族のものを導いていく可

能性があるから。

ユードクサス　アイリニーアスよ、たしかに、それは危険だ、そういう連中の気質は必ずしもよい方向にばかり向いているわけではないからね。だから、彼らに一族の支配権をあまり多くもたせるのは賢明ではないと僕にも思える。むしろ、彼らの家臣をなるべく彼らと分断して、キンコギッシュの慣習よりもっとよい手段で法の支配に組み入れるべきだ。キンコギッシュの意味するところはだいたい理解できたように思うが、この語の語源はいったいどういうところにあるのか、知りたいものだね[63]。

アイリニーアス　これは英語とゲール語の混成語だから、僕はこの慣習がもともとはイングランドのもので、後にアイルランドに持ち込まれたと考えている。というのは、これに似た法律がイングランドにもあって、それはたしかアルフレッド王[64]によって作られたと記憶している。すなわち、ジェントルマンはすべて、その血族（キンレッド）や家来の者を法に従わせる義務がある、と。だから、「キン」は英語、「コンギッシュ」はゲール語で姻戚関係の意味だ。

63　ローランド・スミスの説によれば、キンコギッシュ（Kin-cogish）の語源はゲール語の cin cómfhocais（血族の責任）であるが、他にも諸説ある。（V.）

64　アルフレッド王（King Alfred c.849-899）ウェセックス王。アングロ・サクソン時代の最大の王とされる。デーン人の侵入に対抗し、内政においては、法典の編纂、行政制度の整備、学芸の保護に努めた。しかし、彼がここに述べられたような法律を作ったという記録はなく、これはむしろ、11 世紀のクヌート（Canute）の時代に整備された十戸組（tithing）に近い。これは、12 歳以上の自由人を家族とともに 10 人単位に編成し、tithing-man をまとめ役に、法の遵守と秩序維持、問題が起こった場合は裁判所への出頭を相互的に保証しあう責任を定めた制度であった。

Bibliography

Spenser, Edmund. *A View of the State of Ireland, Written Dialogue-wise betweene Eudoxus and Irenæus, by Edmund Spenser Esq. in the Yeare 1596. Two Histories of Ireland*. Ed. James Ware. Dublin, 1633. English Experience. 421. Amsterdam & New York: Da Capo Press & Theatrum Orbis Terrarum , 1971.

—. *A View of the State of Ireland From the first printed edtion (1633)*. Eds. Andrew Hadfield & Willy Maley. Oxford: Blackwell, 1997.

—. *A View of the Present State of Ireland*. Ed. W. L. Renwick. London: Erick Partridge, 1934. Vol. 4 of *The Complete Works of Edmund Spenser*.

—. *A View of the Present State of Ireland*. Ed. Rudolf Gottfried. *Spenser's Prose Works*. Baltimore: John Hopkins Press, 1949. Vol.10 of *The Works of Edmund Spenser: A Variorum Edition*. 11 vols. 1932-49.

—. "A View of the Present State of Ireland." *Elizabethan Ireland: A Selection of Writings by Elizabethan Writers on Ireland*. Ed. James P. Myers, Jr. Hamden, Conn.: Archon Books, 1983.

Campion, Edmund. *A Historie of Ireland*. 1571. *Two Histories of Ireland*. Ed. James Ware. Dublin, 1633. English Experience. 421. Amsterdam & New York: Da Capo Press & Theatrum Orbis Terrarum , 1971.

Lennon, Coim. *Sixteenth-Century Ireland: The Incomplete Conquest*. New Gill History of Ireland. 2. Dublin: Gill & Macmillan, 1994.

Moody, T.W. et al, eds. *The Modern Ireland 1534-1691*. Oxford: Oxford University Press, 1976. Vol. 3 of *A New History of Ireland*. 10 vols.

Moody, T.W. & F.X. Martin. *The Course of Irish History*. Lanham: Roberts Rinehart Publishers, 2001.

Peart, Shirley Adawy. *English Images of the Irish, 1570-1620*. Irish studies. 6. Lewiston, N.Y. & Queenston, Ontario, Edwin Mellen Press, 2002.

山本正.「「野蛮」の「改革」—エドマンド・スペンサーにみるアイルランド植民地化の論理—」『史林』第76巻第2号　1993年3月.
—.「ジェントルマンになりきれなかったアイルランド人たち—アイルランドの「イングランド化」と一六四一年アルスタ蜂起の首謀者たち」山本正編『ジェントルマンであること—その変容とイギリス近代』東京：刀水書房，2000.
—.「あるアイルランド貴族の成り上がり人生—近世イングランド人の旧き「新世界」」川北稔他編『周縁からのまなざし—もうひとつのイギリス近代』東京：山川出版社、2000.
—.『「王国」と「植民地」—近世イギリス帝国の中のアイルランド』大阪経済大学日本経済史研究所研究叢書　第12冊　京都：思文閣出版，2002.

田中英夫他.『英米法辞典』東京：東京大学出版会，1991.
松村赳他.『英米史辞典』東京：研究社，2000.